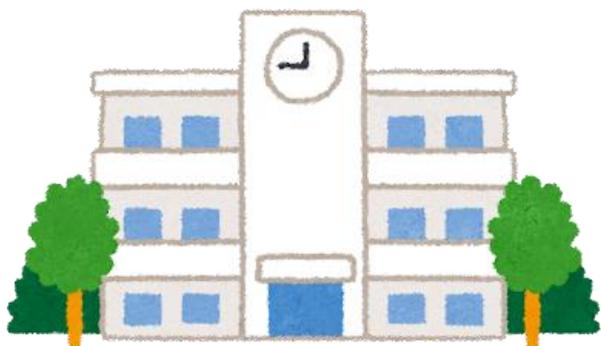


就学に関する説明会



調布市における 特別支援教育



調布市教育委員会指導室

本日お話しする内容

- 1 調布市における特別支援教育の理念と方針
- 2 調布市における多様な学びの場
 - (1) 通常の学級
 - (2) 校内通級教室
 - (3) 通級指導学級
 - (4) 特別支援学級
 - (5) 特別支援学校

Ⅰ 調布市における特別支援教育 の理念と方針

調布市における特別支援教育の理念

子ども一人一人を大切に**する教育の実現**



子どもの数は**命の数**

どの子どもも十分な教育を受けることができ、
共に学び、共に生きる社会を目指し

すべての学校, すべての学級で

特別支援教育を推進します



調布市における特別支援教育の基本方針

基本方針1

すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます（学校の組織な体制整備・校内体制の強化）

基本方針2

すべての教員がどの子もわかる教え方を身につけて、子どもが学ぶ力を引き出します（教員等の専門性の向上）

基本方針3

多くの人に関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）

基本方針4

どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします（環境・体制整備）

2 調布市における多様な学びの場

調布市における多様な学びの場

調布市立学校

通常の学級

特別な指導・支援が必要な児童・生徒に対しては、学級担任が指導方法や教材の工夫をしています。

校内通級教室

自閉症
情緒障害
学習障害(LD)
注意欠陥多動性障害(ADHD)

※知的障害を伴わない

通級指導学級

難聴
言語障害

特別支援学級 (固定学級)

知的障害

都立学校

特別支援学校

知的障害
視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱

交流及び共同学習

副籍制度

調布市における多様な学びの場

(1) 通常の学級

(2) 校内通級教室

(3) 通級指導学級

(4) 特別支援学級

(5) 特別支援学校

調布市における多様な学びの場

(1) 通常の学級

指導の体制

- 1クラス35人まで（令和6年度 小1～小5）
- 算数は習熟度別の授業
- 担任以外の授業
（専科・交換授業・教科担任制）
- スクールサポーターの配置
- エデュケーション・アシスタントの配置

調布市における多様な学びの場

(1) 通常の学級

授業について

- 1単位時間は45分授業（小学校）
- 学年が上がると学習する教科等が増える

3年生から：理科，社会科，総合的な学習の時間，
外国語活動

5年生から：外国語科，家庭科

- クラブ活動や委員会活動
- 宿泊行事
- モバイル端末を活用した授業

通常の学級の1日の生活例

	月	火	水	木	金
朝	全校朝会	朝学習	読み聞かせ	朝学習	朝読書
1	国語	算数	国語	国語	算数
2	生活	外体育	道徳	音楽	国語
20分休み(中休み)					
3	図工	国語	国語	内体育	生活
4	図工	音楽	算数	国語	生活
給食・昼休み・掃除					
5	算数	学級活動	国語	算数	国語/ 外体育

校内支援について

- 校内委員会の開催
- 特別支援教育コーディネーター配置
- 合理的配慮の提供



合理的配慮の提供

【合理的配慮とは】

学校は、障害のある子どもも本人やその保護者からの求めがあった場合、必要な配慮をします。ただし、合理的配慮は、その実施に伴う負担が過重でないときに行うとされています。

例えば…

- ・黒板のチョークの色について配慮する
- ・見えにくいので席を前にする
- ・きこえに障害があるので担任がFMマイクをつける
- ・読み書きに困難がある子の場合、音声読み上げソフトを利用して学習できるようにする 等



調布市における多様な学びの場

(1) 通常の学級

(2) 校内通級教室

(3) 通級指導学級

(4) 特別支援学級

(5) 特別支援学校

(2) 校内通級教室

対象となる児童

- 通常の学級に在籍している
- 知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある
- 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする



調布市における多様な学びの場

(2) 校内通級教室

在籍学級

学級担任・教科担任



指導の工夫



在籍学級の授業（国語等）を抜け、
月1時間～週8時間程度、自立活動
の授業を受けに行きます。

校内通級教室

巡回指導教員



自立活動の指導

連携・情報共有

巡回指導教員が各校を回って指導を行うため、
児童・生徒は他校へ移動することなく在籍校で
指導を受けることができる。

（「東京都の発達障害教育リーフレット」（東京都教育委員会））

拠点校



巡回指導教員

調布市における多様な学びの場

(2) 校内通級教室

【小学校の校内通級教室】

ブロック	拠点校	巡回校①	巡回校②
第1	調和小	若葉小	国領小
第2	石原小	第一小	第二小
第3	柏野小	八雲台小	上ノ原小
第4	飛田給小	第三小	多摩川小
第5	緑ヶ丘小	滝坂小	
第6	杉森小	染地小	
第7	深大寺小	北ノ台小	
第8	布田小	富士見台小	



調布市における多様な学びの場

(2) 校内通級教室

【中学校の校内通級教室】

ブロック	拠点校	巡回校①	巡回校②	巡回校③
A	第六中	第三中	第五中	第七中
B	第八中	調布中	神代中	第四中



調布市における多様な学びの場

(1) 通常の学級

(2) 校内通級教室

(3) 通級指導学級

(4) 特別支援学級

(5) 特別支援学校

調布市における多様な学びの場

(3) 通級指導学級（難聴，言語障害）

対象となる児童

- 通常の学級に在籍している

【きこえの教室】

- 難聴があり，補聴器をつけている。
- 片方の耳の聞こえにくさがある。
- 中耳炎や滲出性中耳炎の既往がある。
または，治療中である。
- 聞き返しが多い。テレビの音を大きくする。

調布市における多様な学びの場

(3) 通級指導学級（難聴，言語障害）

【ことばの教室】

- うまく発音できない音がある。

「さかな ⇒ タカナ, チャカナ」「らっこ ⇒ ダッコ」

- 話し言葉がはっきりしない。

- 話し言葉のリズムが乱れる。

「おおおおかあさん」「おっ..かあさん」のように、言葉を繰り返したり、引き延ばしたり、つまったりする。

- 言葉の発達がゆっくりである。

理解できる言葉の数が少なかったり、話すことが幼かったりする。

調布市における多様な学びの場

(3) 通級指導学級 (難聴, 言語障害)



調布市立第一小学校
(ことば, きこえの教室)

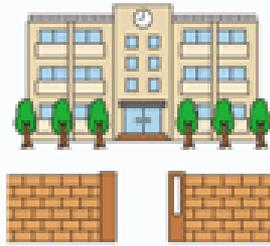
通級指導学級 と 校内通級教室 の違い

通級指導学級

通級指導学級設置校に児童が通級し、指導を受ける



通級



通級指導学級設置校

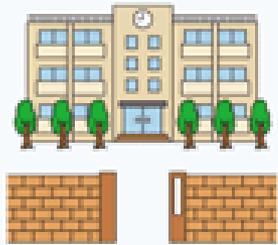


通級

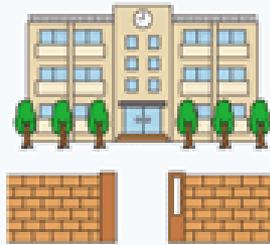


校内通級教室

すべての公立小学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回指導



巡回



巡回指導の拠点校



巡回



(3) 通級指導学級（難聴，言語障害）

【きこえの教室】

- 防音室で聴力検査や言葉の聞き取りの検査，距離の離れた音の聞き取りの検査
- 補聴器の管理や補聴器を場面に応じて装用するための指導
- 会話の聞き取りや，相手の言っていることを口の動きや表情から理解する指導
- 語彙を増やし，構文力を高める言語指導
- 在籍学級に出向き，先生や友だちの言葉を書いて示す情報保障を通しての言語指導

(3) 通級指導学級（難聴，言語障害）

【ことばの教室】

- 発音指導
- 吃音に関する心理的な負担を減らす指導
- 言葉を表現する力や理解する力を伸ばす指導
- 場面にあった言葉の使い方や，人とのやりとりの力を伸ばす指導
- 学習に必要な「読み書き」の方法の指導

調布市における多様な学びの場

(1) 通常の学級

(2) 校内通級教室

(3) 通級指導学級

(4) 特別支援学級

(5) 特別支援学校

(4) 特別支援学級 (知的障害)

対象となる児童

- 知的発達に遅れがある
- 意思疎通に軽度の困難がある
- 日常生活に一部援助が必要である



動画コンテンツ (字幕機能が使えます)

『特別支援学級へ行ってみた』

(都教育委員会HPより)



調布市における多様な学びの場

(4) 特別支援学級

【特別支援学級設置校】 **(知的障害)**

小学校

学校名	学級名
第一小	ひまわり学級
八雲台小	わかあゆ学級
富士見台小	かしわ学級
滝坂小	わかくさ学級
染地小	たけのこ学級
北ノ台小	たんぽぽ学級
多摩川小	たまがわ若木学級

中学校

学校名	学級名
調布中	8組
神代中	11組
第三中	8組



(4) 特別支援学級 (知的障害)

指導内容等

- 知的な遅れのある子どものニーズに対応した教育
- 1学級当たり8名の学級編成
- 学級支援員の配置
- 通常の学級との交流学習

調布市における多様な学びの場

(4) 特別支援学級 (知的障害)

	月	火	水	木	金
1	日常生活	体育	日常生活	日常生活	日常生活
2	体育	算数	生活单元	体育	生活单元
20分休み					
3	国語	図工	国語	国語	音楽
4	算数	図工	算数	算数	図書
給食					
5	生活单元	生活单元	道徳	学活	音楽
6	火曜日, 水曜日, 金曜日の5校時は6月から。 月曜日の5校時は10月から。 木曜日の5校時は11月から。				

調布市における多様な学びの場

- (1) 通常の学級
- (2) 校内通級教室
- (3) 通級指導学級
- (4) 特別支援学級
- (5) 特別支援学校

調布市における多様な学びの場

(5) 特別支援学校 (都立)

障害の程度が中度又は重度な児童・生徒に対して、小学校、中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授ける。

- ① 視覚障害特別支援学校 (4校)
- ② 聴覚障害特別支援学校 (4校)
- ③ 肢体不自由特別支援学校 (18校)
- ④ 知的障害特別支援学校 (45校)
- ⑤ 病弱特別支援学校 (5校)



調布市における多様な学びの場

(5) 特別支援学校 (都立)



調布特別支援学校



府中けやきの森学園



動画コンテンツ (字幕機能が使えます)

『特別支援学校へ行ってみた』

(都教育委員会HPより)

視覚障害 ▶



聴覚障害 ▶



肢体不自由 ▶



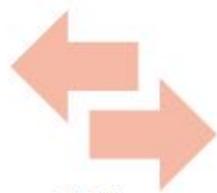
知的障害 ▶



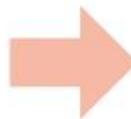
副籍制度

(5) 特別支援学校

副籍制度 = 「心の教育」



交流・
相互理解



居住する地域の区市町村立
小・中学校（地域指定校）

都立特別支援学校の小・中学部に
在籍する児童・生徒

地域で共に支え合う
共生社会を構築します

直接交流

学校行事への参加（学芸会，運動会等）

学校生活への参加（授業，給食，部活等）

間接交流

自己紹介カードや
学校だよりの交換等

調布市における多様な学びの場

調布市立学校

通常の学級

特別な指導・支援が必要な児童・生徒に対しては、学級担任が指導方法や教材の工夫をしています。

校内通級教室

自閉症
情緒障害
学習障害 (LD)
注意欠陥多動性障害 (ADHD)

※知的障害を伴わない

通級指導学級

難聴
言語障害

特別支援学級 (固定学級)

知的障害

都立学校

特別支援学校

知的障害
視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱

交流及び共同学習

副籍制度

最後に…

それぞれの学びの場では、授業公開や説明会を行っていますので、希望する場合や迷っている場合は、ぜひ参加してください。

ご清聴ありがとうございました。

